

令和3年度西宮市立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務提案 仕様書

1 業務提携内容

- (1) 西宮市は派遣会社に外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）等の派遣を依頼する。
- (2) 派遣会社は西宮市が求める業務に従事するALTを派遣する。

2 業務内容

- (1) 派遣先の西宮市立学校の学級担任等及び英語科教員と協力し、ティーム・ティーチングを効果的に行う。
- (2) 児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ることができるよう児童生徒や学級担任等及び英語科教員を支援する。
- (3) 本市の国際教育推進のため、必要に応じて外国語活動や英語科以外の教科や特別活動、「総合的な学習の時間」において、ALTの特性や特技を生かした取組や支援を行う。
- (4) 指導内容や指導方法について、学級担任等及び英語科教員との事前打ち合わせを行う。
- (5) その他校長に指示された上記業務に付帯する業務及び関連業務を行う。

3 派遣業務の業務実施期間及び就業時間

- (1) 本派遣業務の業務実施期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間において教育委員会が定める配置日（概ね190日程度）とする。
- (2) 就業時間は、原則として8時20分から16時05分とし、その間に45分間の休憩時間をおくものとする。残業はしないものとする。

4 就業場所及び指揮命令者

- (1) 就業場所は西宮市立小学校40校、中学校19校、高等学校2校とする。
- (2) 中学校に勤務する場合、中学校連合体育大会開催日はその開催場所を就業場所とする。

【小学校40校】

- <1> 浜脇小学校（浜脇町5-48）
- <2> 香櫨園小学校（中浜町3-32）
- <3> 安井小学校（安井町1-25）
- <4> 夙川小学校（久出ヶ谷町8-4）
- <5> 北夙川小学校（石刎町11-21）
- <6> 苦楽園小学校（苦楽園二番町18-12）
- <7> 大社小学校（桜谷町9-7）
- <8> 神原小学校（神原12-62）
- <9> 甲陽園小学校（甲陽園本庄町1-72）

- <10> 広田小学校 (愛宕山7-24)
- <11> 平木小学校 (平木町4-1)
- <12> 甲東小学校 (神呪町3-33)
- <13> 上ヶ原小学校 (上ヶ原二番町3-13)
- <14> 上ヶ原南小学校 (上ヶ原九番町2-93)
- <15> 段上小学校 (段上町7-5-21)
- <16> 段上西小学校 (段上町2-8-24)
- <17> 樋ノ口小学校 (樋ノ口町2-3-32)
- <18> 高木小学校 (高木西町25-27)
- <19> 高木北小学校 (薬師町7-5)
- <20> 瓦木小学校 (大屋町10-20)
- <21> 深津小学校 (深津町5-22)
- <22> 瓦林小学校 (瓦林町26-19)
- <23> 上甲子園小学校 (甲子園口5-9-4)
- <24> 津門小学校 (津門呉羽町5-13)
- <25> 春風小学校 (上甲子園3-8-39)
- <26> 今津小学校 (今津二葉町4-10)
- <27> 用海小学校 (用海町3-54)
- <28> 鳴尾小学校 (鳴尾町5-4-6)
- <29> 南甲子園小学校 (南甲子園3-9-16)
- <30> 甲子園浜小学校 (古川町1-65)
- <31> 高須小学校 (高須町1-1-41)
- <32> 高須西小学校 (高須町2-1-44)
- <33> 鳴尾東小学校 (笠屋町30-50)
- <34> 鳴尾北小学校 (学文殿町2-2-7)
- <35> 小松小学校 (小松東町1-3-59)
- <36> 山口小学校 (山口町下山口4-23-1)
- <37> 北六甲台小学校 (北六甲台5-4-1)
- <38> 名塩小学校 (名塩2-11-40)
- <39> 東山台小学校 (東山台2-8-2)
- <40> 生瀬小学校 (生瀬町2-26-24)

【中学校19校】

- <1> 浜脇中学校 (宮前町3-5)
- <2> 大社中学校 (神原12-45)
- <3> 苦楽園中学校 (苦楽園三番町14-1)
- <4> 上ヶ原中学校 (上ヶ原九番町2-107)
- <5> 甲陵中学校 (上甲東園2丁目11-20)
- <6> 平木中学校 (平木町6-19)

- <7> 甲武中学校 (樋ノ口町1丁目7-55)
- <8> 瓦木中学校 (薬師町4-15)
- <9> 深津中学校 (深津町6-75)
- <10> 上甲子園中学校 (上甲子園4丁目9-11)
- <11> 今津中学校 (今津二葉町5-15)
- <12> 真砂中学校 (今津真砂町1-10)
- <13> 鳴尾中学校 (甲子園八番町1-26)
- <14> 浜甲子園中学校 (古川町2-60)
- <15> 鳴尾南中学校 (高須町1丁目1-36)
- <16> 高須中学校 (高須町2丁目1-48)
- <17> 学文中学校 (学文殿町1丁目5-7)
- <18> 山口中学校 (山口町上山口2丁目3-43)
- <19> 塩瀬中学校 (名塩木之元2-8)

【高等学校】

- <1> 西宮高等学校 (高座町14-117)
- <2> 西宮東高等学校 (古川町1-12)

(3) 本派遣業務に従事するALTに対する指揮命令者は、就業場所である学校の校長、教頭、学級担任及び英語科教員とする。

(4) 派遣人員

16名 (小学校40校、中学校19校、高等学校2校)

5 ALT の要件

- (1) 英語圏出身で、現代の標準的な発音、リズム、イントネーション、語学力を身に付け、正確かつ適切に指導できる者。また、文章力、文法力が優れていること。
- (2) 英語圏で認可された大学の学士号取得者であること。
- (3) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の表の「教育」の在留資格をもって在留する者、若しくは別表第1の表の「教育」の在留資格を除く在留資格をもって在留する者で、同法第19条第2項の規定により教育に関する活動を行うことについて許可を受けた者であること。
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条第1項の健康診断を受診し就業可能と認められ、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条の伝染病に罹患していない者であること。
- (5) 以下の資質・スキル・知識・経験を有すること。
 - ① 西宮市立学校に適応し、人間性、協調性に富んでいること。
 - ② 学級担任等及び英語科教員の求めに応じ、英語のゲームや読み聞かせ、チャンツができること。
 - ③ 小学校外国語活動のねらい及び小学校英語、中学校英語、高等学校英語の指導内容を理解していること。

- ④ 児童生徒の心理をよく把握し、適切な対応ができること。
- ⑤ 積極的に児童生徒とともに活動することに意欲があること。

6 派遣結果報告書の提出

- (1) 派遣会社は、毎月、派遣業務の実施状況を記載した報告書（以下「派遣結果報告書」という。）を西宮市に提出しなければならない。
- (2) 西宮市は派遣結果報告書を受理した場合は、その内容を検査しなければならない。
- (3) 派遣会社はこの検査に合格したときは、西宮市に対して書面をもって派遣料の支払いを請求する。
- (4) 派遣会社は派遣業務月の翌月 15 日までに支払い請求書を西宮市に提出する。

7 派遣業務の対価及び支払い方法

- (1) 派遣料の算出方法は、1 時間当たりの単価×1 日の勤務時間×日数×人数とし、概ね 190 日までとする。
- (2) 時間単位の支払等の算定に当たっては、別に定める場合を除き、1 日毎に 15 分単位で計算するものとし、15 分に満たない端数については切り捨てる。
- (3) 派遣料には、A L T の通勤及び校外行事に係る交通費を含み、別途消費税及び地方消費税を加算する。
- (4) 本派遣業務の対価の支払いは、毎月末締め翌月払いとし、西宮市は派遣会社の金融機関口座に振り込み支払うものとする。振り込み手数料は西宮市の負担とする。

8 履行遅滞の場合における違約金

- (1) 西宮市は、派遣会社の責に帰すべき理由により、西宮市が定めた配置日の初日までに A L T を派遣することができない場合において、相当の期間内に配置できる見込みのあるときは、派遣会社から遅延違約金を徴収して配置日を変更することができる。
- (2) 前項の規定による遅延違約金の額は、変更した日数に応じ、派遣料に年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額とする。

9 派遣契約の解除及び中途解約

- (1) 派遣会社に契約に違反する行為がある場合、又は契約を継続し難い不信行為がある場合、西宮市は相当の期間を定めてその是正を書面で催告した上、当該期間内には是正されない時は書面で契約を解除する事ができる。その場合、派遣会社は契約金額の 100 分の 5 に相当する金額を西宮市に支払う。
- (2) 契約の期間の中途において、西宮市が自らの都合で本契約の解除を希望する場合は、解約日の 30 日以前に書面での通知を以て、中途解約できるものとする。なお、中途解約に際して西宮市は、書面で通告した中途解約日までの派遣業務対価を支払う。派遣会社に損害があるときは、その損害の賠償を西宮市に請求することができる。

但し、ALTが本派遣業務の遂行に著しく能力に欠け、代替のALTによる就業によっても契約継続が不可能である場合、又は派遣会社が本契約に違反し、契約を継続することができない場合はこの限りではない。

- (3) 派遣会社は専ら自らに起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に解約しようとする場合は、西宮市の合意を得ることはもとより、解約日30日以前の書面での通知をもって西宮市に解約日の申入れを行うこととする。なお、中途解約に際して派遣会社は、書面で通告した中途解約日までの派遣業務対価を請求できるが、違約金として契約金額の100分の5に相当する額を西宮市に支払うものとする。
- (4) 派遣会社は、本契約期間が満了する前にALTの責に帰すべき事由によらない派遣契約の解除を行う場合には、就業を斡旋するなどにより、当該ALTの新たな就業機会の確保に努める。
- (5) 契約期間が満了する前に派遣契約を解除する場合であって、西宮市または派遣会社から請求があった時は、ALTの契約を解除した理由を請求方に対し書面で明らかにする。

10 遵守事項

- (1) 派遣会社は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）を遵守するとともに、西宮市立学校の外国語活動及び英語科の学習指導の目的を熟知し、学校におけるALTとしての規律と節度を持って職務を遂行させなければならない。
- (2) 派遣会社は、学校において校長をはじめとする教職員の職務上の指揮・命令に服し、児童生徒に対して親切丁寧を旨とし、不快不信の念を与えないようALTを指導教育する。
- (3) 派遣会社はALTを派遣するにあたって、関係法令、条例、規則等を熟知しなければならない。
- (4) 派遣会社は本派遣業務を円滑に遂行するために、ALTの職務に係る一切の業務について誠意をもって遂行し、次に定める事項について遵守する。
 - ① 派遣契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けていること。
 - ② ALTが選任された時点で、名前、性別、社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得届けの提出の有無等、労働者派遣法で定められ事項を西宮市に通知する。
 - ③ 労働者派遣法の趣旨に則して本仕様書記載の要件を満たすALTを派遣する。法令や契約に違反するALTを派遣した場合の責めは派遣会社が全て負う。
 - ④ ALTに対して適正な労働管理を行い、業務の遂行に支障が生じないように適切に指導する。
 - ⑤ ALTが傷病その他の理由により長期にわたって派遣ができなくなった場合は、派遣会社は西宮市に通知の上速やかに責任をもって代理のALTを派遣しなければならない。
 - ⑥ 西宮市へのALTの派遣に係る派遣元責任者を選任し、西宮市教育委員会及び派

遣先の学校との連携を図る。また、派遣期間中最低1回は学校訪問及び授業参観等を行い、ALTの管理及び授業力の向上に努める。

- ⑦ 派遣開始日までに、派遣元責任者が西宮市教育委員会へ事前訪問し打合せを行う。
- ⑧ ALTに対する研修を実施し、指導技術の向上を図るとともに児童生徒の人権擁護や安全管理に関する教育にも十分留意する。
- ⑨ 契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてならない。
- ⑩ 業務上得られた情報については細心の注意をもって取り扱い、契約終了後も将来にわたって第三者に漏洩してはならない。派遣会社側が漏洩したことによって西宮市に損害が発生した場合、派遣会社はその損害を賠償しなければならない。

(5) 派遣会社はALTに次の服務規程を遵守させる。

- ① その職務を遂行するに当たり、法令、条例等及び派遣先校長等の指揮命令に従う。
- ② 西宮市及び派遣された学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- ③ 職務上知り得た秘密を本契約終了後も将来にわたって漏らしてはならない。
- ④ 職務に関して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ⑤ 学校教育にふさわしい服装・態度で臨み、常時名札を着用し、また、学校管理運営上、支障が生じる行為を行ってはならない。なお、名札については派遣会社が準備する。
- ⑥ 就業時間内は職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いねばならない。業務上必要としない場所に立ち入り、又は業務上必要のない設備・機器に触れてはならない。

11 ALTの変更請求

西宮市はALTが本派遣業務の遂行にあたり、著しく適性を欠くと判断した場合は、派遣会社に対してALTの変更を含めた適切な措置を講じるよう請求することができる。派遣業者は速やかに応じなければならない。

12 契約保証金

派遣会社は西宮市に契約保証金として、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めること。

13 損害賠償

- (1) 派遣業務の遂行につき、ALTが故意又は重大な過失により西宮市に損害を与えた場合は、派遣会社は西宮市に賠償責任を負う。ただし、その損害が、指揮命令者その他西宮市が使用する者（以下「指揮命令者等」という。）のALTに対する指揮命令等（必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められる場合は、この限りではない。
- (2) 前項の場合において、その損害が、ALTの故意又は重大な過失と指揮命令者等の

指揮命令等との双方に起因するときは、西宮市及び派遣会社は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定める。

- (3) 西宮市は、損害賠償請求に関しては、損害の発生を知った後、速やかに、派遣会社に書面で通知する。

14 業務上災害等

- (1) 派遣就業に伴うA L Tの業務上災害については、派遣会社が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、派遣会社の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。
- (2) 西宮市は、派遣会社の行う労災保険の申請手続等について必要な協力をしなければならない。

15 苦情処理方法、連携体制等

- (1) 西宮市と派遣会社は、A L Tから派遣業務の遂行に関して苦情申出を受ける者をそれぞれ置き、責任者をもってこれにあてる。
- (2) 派遣会社はA L Tから派遣業務の遂行に関して苦情の申出を受けたときには、速やかにその内容を西宮市に通知し、西宮市と密接な連携の下に迅速かつ適切な処理を図る。
- (3) 西宮市はA L Tから派遣業務の遂行に関して苦情申出を受けたときには、速やかにその内容を派遣会社に通知し、派遣会社との密接な連携の下に迅速かつ適切な処理を図る。

16 安全及び衛生等

- (1) 西宮市はA L Tを業務に従事させる前に安全教育を実施するとともに、A L Tが労働災害に被災した場合は、遅延なく派遣会社における責任者へ連絡する。
- (2) A L Tは就業場所においては、自身の机及び更衣室等を使用することができる。

17 権利の帰属

A L Tが配置された西宮市立学校の学級担任等及び英語科教員等と協力して職務上作成した教材等に係る著作権や知的所有権の諸権利等は西宮市に属する。

18 留意事項

- (1) 本派遣業務の遂行過程において問題が生じた場合、西宮市はその旨を速やかに派遣会社に連絡し、その対策について双方協議の上、処理解決する。
- (2) この仕様書の解釈に関し、疑義が生じた場合は、双方が協議し処理解決する。
- (3) 派遣会社は、西宮市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (4) 本契約で得た情報に関して、いかなる理由があっても業務遂行上の目的以外に使用、

開示してはならない。

19 問い合わせ先

西宮市教育委員会学校教育部教育研修課

西宮市神祇官町 2 番 6 号

電話 0798-34-1872